

保科孝一の国語教育論研究(三)

— 標準語論を中心に —

片 村 恒 雄
(教育学部国語科教育研究室)

一 はじめに

我が国の戦前の国語教育の問題点として、『日本語の歴史』(第六卷)に次の事柄が指摘されている。それは、戦前の標準語制定の活動に係わって国語教育の在り方を論じたもので、「言語統一の理念が、方言を社会悪となす価値観を派生せしめたことについては、すでに一言したところであるが、(標準語)を普及するのには、方言をすっかり根絶やしにしなければならぬ」というのが明治三十年代以後の思想である。その方言根絶やしに使われたスローガンが〈方言矯正〉または〈方言撲滅〉であって、かつて国語教育の重要な任務は、そのスローガンの実践であったのである(1)。」というものである。

この記述は、戦前の国語教育の任務に、標準語の普及と、普及のための手段としての「方言矯正」「方言撲滅」ということがあったとするものがあり、その見方には、戦前の国語教育に対する厳しい批判が存在する。

本稿は、そのような厳しい批判の対象となった戦前の国語教育における標準語の問題を取り上げて、その制定の活動に係わった保科孝一の標準語論に対して考察を加えようとするものである。具体的には、保科孝一が、当時必要とされた標準語について、その制定の方法をどのように考えていたか、すなわち、標準語の基幹となる言語として、国内のどの方言を採用するのをよしとしたか、また、撲滅の対象とされた方言に対してどのよう

な見方をしていたか、以上の二点に考察の観点を絞って、その標準語論に考察を加えていこうとするものである。

二 明治期の方言改良論及び標準語論

日本語の方言分化が最も激しく進んだのは、封建体制下の江戸時代であったと考えられる。特に江戸中期以降は、方言の違いが激しくなっており、ある地方の出身者と別の地方の出身者との間で、口頭では話が通じないほどであった。

明治時代となって、時代は封建制社会から近代市民社会へと展開していったが、方言分裂の状態は近代国家建設のうえに、様々な障害をもたらした。

方言分裂の状態を解消して言語の統一を図るべきだと、早くから主張した人物に、後に東京文理科大学の学長となった三宅米吉氏がいる。三宅氏は「くにぐにのなまりことばにつきて」という明治十七年に発表した論文で、次のように述べている(2)。

六〇 あまりのくにぐにがあたかもごばんのめのごとくにたちわかれて、おのおのひとりだちしてわがままかいつてにそのふうぞくありさまをつくりなし、したがいてことばをもとりどりにかえなしき。さればみやこ

ちかき あたり の ひと が、しを たるる えぞ が ちじま や、
 さつまがた おきの こじま わ さておき、すこし みやこ はな
 れたる やまざと に いたらば、われ の いう こと、かれ が
 いう こと、かたみ に ことば かよわず して ころろ を つく
 し えざりけり。(六頁)

三宅米吉氏は、このように、当時の日本国内においてことばの通じない
 状況があったことを指摘している。そして、このようなことばの通じない
 状況に対して、次のような行動をとることの必要性を訴えている。

もちろん、よ の まぢらい の しげく なる ままに、おのづか
 ら ことば も ひとつ になり もて ゆかん わ まさに しか
 ある べき こと ながら、さり とて いたづらに てを むなし
 うして、その とき を まつ べきに あらず。 ちからの お
 よばん かぎり、そ を たすけ はやむ べき わ わがともがら
 の まさに つとむ べき こと にぞ ある。(七頁)

三宅米吉氏は、右の引用文において、方言分裂の状態に対して、「かな
 のくわい」の活動に限定してはいるが、力の及ぶ限り言語の統一に尽くさ
 なければならぬと主張している。

さて、ここに、青田節氏の『方言改良論』がある。青田節氏は、兵庫県
 の出身で福島県へ教師として赴任した人物であるが、その体験を踏まえな
 がら、明治二十一年に『方言改良論』を刊行した。この著書は、「第一編
 総論」「第二編 方言ノ性質及関係」「第三編 方言改良ノ必要」「第四編
 方言改良ノ方法」より成っているが、そのうちの第三編に、方言改良の必
 要性についての論が展開されている。次の記述はそのうちの一部である(3)。

方言改良モ亦然リ交通広ク交際繁キ世ノ中トナラバ方言ハ不便不利不良
 不完全ナルモノナレバ自然ニ消滅スルヲアルカモ知レズ然レモ自然到来
 ノ力ハ前記ノ如クニ甚ダ薄弱ナルモノナレバ之レニ人力ヲ添フルニ非レ
 バ其效ヲ速ニスルニ足ラザルナリ否效ヲ奏スルヲ能ハザル也故ニ苟クモ

改良シテヨキモノ若シクハ撲滅ノヨキモノ或ハ存ソ不利不都合ナルモノ
 ハ成ル丈ケ人力ヲ加ヘテ之レヲ速カニ改良シ若シクハ之レヲ撲滅スベシ
 何ソ速力遅緩ノ自然到来ヲ待ツノ愚ヲ效サンヤ然レモ方言ハ元来固結ノ
 習慣ト成リ居レバ如何ニ害アルモ不都合ナルモ到底自然撲滅ノ時機ヲ待
 ツヨリ外ニ策ナシト云ハ、其時機ハ果ソ何レノ日ニアルカヲ知ラザルナ
 リ故ニ方言ノ改良ハ自然到来ノ時機ヲ待ツベカラザル也。(六五九頁)

右の引用文には「撲滅」という言葉が出てくる。青田節氏の主張は、い
 わゆる方言撲滅論であって、今日から見れば暴論とも言えるが、このよう
 な考え方がやがて支配的になっていくのである。

方言を撲滅して、どのような言語を作っていくのかということであるが、
 当時はまだ「標準語」という用語は使用されておらず、「普通語」という
 言葉が使用されていた。標準語について、正式に取り上げて論じたのは上
 田万年氏で、氏はドイツ留学から帰朝した直後の明治二十八年一月に、
 『帝国文学』誌上に「標準語に就きて」を発表した。

我々は、明治期に言語統一の必要性を説いた先覚者として、三宅米吉氏、
 岡倉由三郎氏、上田万年氏の三人を挙げる事が出来るが、その統一方法
 については、三宅氏のもの社会的・経済的方法であり、岡倉氏のもの
 が教育的方法であるとするならば、上田氏の方法は政治的方法であると言わ
 れている(4)。

上田万年氏は、標準語の概念を西欧から持ち帰って、標準語制定の必要
 性を、西欧先進国の例を引いて説いていった。次に「標準語に就きて」か
 ら、標準語の定義について述べた部分を引用してみよう(5)。

予の茲にいふ標準語とは、英語の「スタンダード、ラングエーヂ」、独
 乙語の「ゲマインスプラーヘ」の事にして、もと一国内に話され居る言
 語中にて、殊に一地方一部の人々にのみ限り用ゐらるゝ、所謂方言なる
 者とは事かはり、全国内到處、凡ての場所に通じて大抵の人々に理解
 せらるべき效力を有するものを云ふ。猶一層簡単にいへば、標準語とは

一国内に模範として用ゐらるゝ、言語をいふ。(六六二頁)

上田万年氏は、標準語とは、このように一国内において模範となる言語であるとしている。それでは、上田万年氏は、そのような標準語はどのような性格を持ち、いかにしてその成立を図ればよいとしたのであろうか。

然れども、一度理想の言語が固立したる暁には、それは實在に於ける如く、非常の転変をなす自由を有せざるものなれば、従ひて其規則を確守し、其統一を實行してゆく上に、極めて勢力ある者なり。よし仮令多少転変の免れがたき場合にも、猶其進行を一層知覚的に、一層秩序的になさしむるだけの限制力を有す。かくの如くして此標準語は、言語発達上の一大要素たる保守力を代表する者なり。

以上陳述したるが如く、標準語は理想的の者にはあれど、其初に遡りて論ずれば、もとこれ一個の方言たりしものにて、其方言が種々の人工的彫琢を蒙りて、遂に超絶的地位に達し、同時に其信用と其尊敬とを高め来りて、漸く他の方言をも統括する程の、大勢力を得たるものなり。(六六三頁)

上田万年氏は、標準語は、その性格として、言語の発達変化を制限する力、保守力を持つており、その成立においては、もともと一個の方言であったものが、人工的な彫琢を受けて作り上げられるものだとしている。この「一個の方言たりしもの」が基盤となるといふ考え方には重要な意味が含まれている。

以上、明治期の主要な方言改良論、標準語論を取り上げて、それらに対して検討を加えてきたが、次に保科孝一の標準語論を取り上げて、これに考察を加えていくことにする。

三 保科孝一の標準語論

保科孝一の標準語論についての考察に際しては、明治三十年代に刊行さ

れた、保科の言語学に係わる三冊の著述、『言語学大意』(編輯兼発行人・国語伝習所、明治三十三年二月)、『言語学講話』(宝永館書店、明治三十五年十月)、『言語学』(早稲田大学出版部、緒言の日付・明治三十五年十月)をその資料として使用することにした。ただし、この三冊のうち、『言語学大意』には、直接標準語について論ずる章立てがないが、必要に応じてその内容に触れることにする。

さて、既に示したように、保科孝一の標準語論考察の観点として、保科が、標準語の基幹となる言語として国内のどの方言を採用するのをよしとしたか、また、撲滅の対象とされた方言に対してどのような見方をしていたか、以上の二点を取り上げて、これに対して考察を加えていくことにする。

1 材料の選定

まず第一の観点についての考察に入ることにする。

標準語は、言語の種類としては、何よりも話しことばが問題とされなければならぬが、その材料をどこに求めるかという問題である。

(1) 第一の方法

この材料の問題について、保科孝一は『言語学』の「第九章 標準語」において、「生きた言葉の中、いかなるものお材料として、標準語お制定するかが、また、重要な問題である(6)」とし、これについて学者の意見が二つに分かれているとしたうえで、次のように述べている。

全国の方言お精細に調査し、その結果お綜合して、発音語彙および語法の標準お確定すべきものである、とゆーのが一つ、全国の方言中、国語として、もつとも純正雅醇なる方言、またわ、もつとも有力なる方言お標

準に、選定し、しかるのち、これお基礎として、人為的修琢お加え、発音語彙および語法の標準お確定すべきものである、とゆーのが一つ、かくのごとく、二種の意見が存在するが、その中、どちらお取るかとゆーことが、標準語制定の事業についてわ、慎重に熟慮しなければならん。

(二一七頁)

「生きた言葉」の中で、いかなる方言を材料として標準語を制定するかについては、右の文から分かるように、一つは、「全国の方言お精細に調査し、その結果お綜合して、発音語彙および語法の標準お確定する」方法、もう一つは、全国の方言の中から「国語としてもっとも純正雅醇なる方言、またわ、もっとも有力なる方言お標準に、選定し」て、これを基幹にして標準語を作り上げる方法と、二つの方法が存在する。

まず、全国の方言を精査する第一の方法について検討を加えてみよう。この方法は、標準語を制定するうえで理想的な方法であるが、その実行には大きな困難点がある。保科孝一は、この点について、次のように述べている。

全国の方言おあまねく精査して、その結果お綜合するとゆー方案わ、標準語としてもっとも純正雅醇な、もっとも理想と近いものお、制定するものである。けれども、かくのごとき方案によつて、標準語お制定しよう一とゆーことわ、すでに理想と近いので、この広大な事業お短日月の間に、成功し得ることが、はたして出来よーかどーか、覚束ないこと、信ずる。(二一七—二一八頁)

保科孝一は、このように述べて、標準語制定の理想的な方法である第一の方法が、実行の困難性を持つことを指摘する。それでは、具体的にはどのような困難性があるのかと言え、この方法によるときには、我が国の音韻組織・語彙・語法の実態を明らかにし、そこから標準語として適切な言語体系を作り上げていかなければならないが、それが難しいと言うのである。

音韻組織については、保科孝一は、「もしこの方案によるとすれば、まづ順序として、我邦の音韻組織お調査することが必要で、母音にわいかなる種類のものが、どの位あるか、子音にわいかなる種類のものがどの位あるか、とゆーことお精査して、その中から、発音の標準として認容すべきものお選定しなければならん。」とし、「標準たる発音図すなわち、五十音図のよーなものお制定するのが必要なことで、これが標準語制定においてわ一大事業である(8)。」として、音韻組織を定めることが最初の仕事であり、大きな事業であるとしている。

次に、語彙の問題であるが、保科孝一は、「つぎに、語彙の標準お制定することが、また重要な事業であるが、この事業わなかく困難で、あゝ、不可能のことであらまいかと、思われる(9)。」と悲観的な見通しを明らかにしたうえで、「この事業としてわ、まづ全国の方言について、あまねくその語彙お蒐集し、つぎにこれお取捨選択して日常普通の知識お交換し、社会的生活お営むのに故障のないよーにしなければならぬのであるが、それわ、非常に多大な努力お要することである(10)。」としている。語彙の問題においてその標準を確定することが難しいというのは、標準語の選択にあつて、その選択の基準をどこに設定するかが難しいということである。語彙は生活を直接的に反映するものであるから、標準語の性格をどのように規定するかによつて、語彙選択の範囲が大きく違ってくるものが考えられ、そこに保科孝一は、選定基準の設定の困難性を見てとつたのである。

語彙選定の難しさの次には、語法の標準を確定する問題が出てくる。語法の標準の確定にもまた難しい問題が存在する。保科孝一は、これについて、「これも慣習が各地の方言によつて、それぞれ異つていて、その整理お計ることが、決して容易でないのである(11)。」と述べている。これは、それぞれ言語体系の違う方言を一つに統一することの難しさを指摘したものである。

以上のように、保科孝一は、第一の方法による標準語制定について、音韻組織・語彙・語法における問題点を指摘したうえで、次のようにまとめるのである。

以上に述べた発音および語彙語法の標準を確定するのわ、いづれ国語調査会の一なる、学者の団体であるとおもすが、それらの学者の見解が、各個人によつて、それぞれ異つて容易に纏まらないものである。つまり各学者各自が平生使い馴れている慣習によつて、その是非を判断するから、その標準が区々で、容易に纏まらないものである。それゆゑ、この方案を標準語お制定するがためにもつとも好良なものであるけれども、これお制定する方法および、その手続が非常に困難であつて、結局一の理想として終るに過ぎまいかと考えられる。(二一九頁)

このように、標準語制定の最も理想的な方法においては、音韻組織はまだ問題が少ないとしても、語彙・語法については、標準となるものを選定する基準の設定において、結局個々の学者の考え方の相違が、基準そのものの設定を困難にする。それで、このように考えてくると、標準語の材料の選定問題における第一の方法を、人々は放棄せざるを得なくなつてくるのである。

(2) 第二の方法

第一の方法が実行不可能というのならば、必然的に第二の方法によらざるを得ないのであるが、第二の方法による場合には、次のような手順が考えられる。

全国の方言中、もつとも国語として純正雅醇なるもの、もしくは、もつとも有力なるものをお選定して、これお標準と定め、これにそれぞれの方面から人為的修琢お加え、しかして一の標準語お制定するとゆゑ一方案わ、もつとも実行し易く、かつ比較的、に好良なるものであると考える。(二二〇頁)

二〇頁

この方法は、日本全国の方言のうち、標準語とするにふさわしいと考えられる方言を選び、その方言を基幹としてこれに改良を加えて、標準語に仕上げていこうとするものである。標準語にふさわしいというのは、我が国の標準語の言語として美しさや豊かさのあるもの、標準語普及という点で確かな見通しが得られるものであることを意味する。それでは、これらの条件を備えた言語として、どのような方言が存在するのであるうか。

まづ国語としてもつとも純正雅醇なるものとゆゑのわ、我邦でいへば京都、独乙でいへばハノーヴワー、仏蘭西でいへばツール、とゆゑ一なる地方に、行われている方言で、これらの方言わ古来国語として伝つてい、もつとも純正雅醇なものである。(二二〇頁)

このように、保科孝一は、標準語の材料選定に係わつて、将来の標準語として美しく豊かな言語たり得るものは、京都語であるとしている。この考え方は、実は保科孝一独自のものではなく、当時の識者の中にはそのような考え方があつた。時代が下るのであるが、金田一京助氏は、論文「共同語から標準語へ」において、京都語を含めた京畿のことばについて、「かつて久しい間日本の標準語であつたし、歴史が古く、東京の共同語より細かい味が深く、棄てるに惜しい⁽¹²⁾」ことばであると述べている。

それでは、将来の標準語普及という点において確かな見通しが得られる方言は、どの方言であるうか。これについて、保科孝一は、

つぎに、国語としてもつとも有力なものとゆゑのわ、我邦でいへば東京語、支那でいへば北京官話のごときもので、これらのものわ中央政府所在地の方言お感化する上に、偉大なる勢力お有する者である。(二二〇頁)

と述べている。将来の普及という点からは、東京語が有利だといふのである。

それでは、この二つの方案のうち、実行可能なものはいずれであろうか。この点について、保科孝一は、単に標準語の制定事業ということについてだけで言えば、京都語を採用するにしても東京語を採用するにしても、その難易の程度は同じだと言う。問題は、制定した標準語を普及させるうえで、いずれの言語が容易であるかということである。保科孝一は次のように述べる。

京都語お標準として標準語お制定したときと、東京語お標準として標準語お制定した時とわ、その実行の場合において、難易にいちじるしき懸隔お見るのである。なぜかとゆーと、京都語と東京語とわ現今にて勢力範囲に多大の差異があるので、京都語わ東京語に比較して、はるかにその範囲が狭いから、これお実行するにあたって、よほど困難であるのである。(二二二頁)

このように、京都語は現在において使用されている範囲が狭いので、標準語としての実行に多大の困難を有するのである。それに対して、東京語は、次に指摘する各種の観点から有利であり、将来は日本全国にあまねく普及することが考えられる。

今日でわずかに海陸の交通機関が、非常に長足の進歩おなし、また、なしつ、あるので、東京語わ多大な勢力おいて、各地に普及しつ、ある有様である。東京語わ中央政府の存在する地方の言語であるから、すべての社会に勢力お有している。特に官吏社会、教育社会、および、学者社会に於て、強大なる勢力お有している。いまや全国の方言お凌駕して、自然に国語お統一せんとする一大傾向が生じつ、ある有様である。晩近における交通機関の発達わ、非常に迅速であるがために、東京語の勢力おして、一層急速に舒長せしめたのである。また、この交通機関の発達と共に、東京語の勢力膨脹に与つて力あるのわ、出版事業の発達である。近來新聞雑誌おはじめ、その他各種の出版物が、いちじるしく発達したが、その中にある口語躰の文わ、すべて東京語お使用している。

新聞雑誌中に掲載してある、講談や御伽噺わ勿論学者の著書でも、言文一致躰の者わ、ほとんどすべて東京語であるから、したがって読者に多大の影響お与えるのである。(二二二—二二三頁)

京都語が、現在使用されている範囲が狭く、また政治と文化の中心地でなくなつたことから、その言語が全国に普及していく条件を十分に持ち合わせていない状況にあるのに対して、東京語は、中央政府の所在地の言語であることや、交通機関の発達、出版事業の発達普及という、東京語が全国に普及していくのに極めて有利な条件を持つており、既にその有利な条件が作用して、かなりの程度に普及しており、更にその勢力が増加しつある有様である。

さて、このように考えてみると、京都語を選ぶか東京語を選ぶかの問題は、結論が見えてくる。そこで、保科孝一は次のように結論づける。

それゆえ、今日の東京語お標準として、人為的修琢お加え、しかして、発音および語彙語法の三点の標準お確定し、これお標準語に制定するならば、これお実行することが京都語お標準とした場合よりわ、はるかに容易でかつ佳良なる結果お収納することが出来るのである。(二二三頁)

保科孝一は、東京語を標準として、これに改良を加えるのが、実行可能な最善の方法であると結論づける。

しかし、この東京語の選択は、日本語の標準語制定にとつては、一つの大きな犠牲を強いられるものであった。保科孝一は、先の引用文に続いて、次のように述べている。

その実質の上から見れば、あるいわ京都語の方がはるかに優つてゐるのかも知れないけれども、国語統一の目的お達するがためにわ、はるかに劣つてゐるとゆーことわ、疑のない事実である。(二二三頁)

言語の実質からすれば、「京都語の方がはるかに優つてゐるのかも知れない」にもかかわらず、東京語を選択しなければならぬということとは、日本語の標準語制定にとつては、一つの大きな選択を迫られ、犠牲を強い

られることになるのである。

(3) 材料として選定した東京語の改良

標準語制定の実行可能な方法として、保科孝一は、東京語を標準としてその制定作業を進めるやり方がよいとしたが、保科は、当時の東京語がそのまま標準語になるとは考えていない。まず東京語といっても、そのことばは各階層によって言語的に性格を異にするのであり、そのように性格を異にすることばの中からどの階層のことばを選ぶかという問題が出てくるが、これについて保科孝一は、「東京語お標準として、標準語お制定するに当りてわ、かならず東京の上流社会におけるものお取るとゆーことが、もつとも必要な条件である⁽¹³⁾。」とする。そして、このように上流社会のことばを選んだうえで、これに一定の順序を踏んでそれぞれの方法によって、「人為的修琢お加え、その破格鄙俚なる点を排除して、もつとも純正雅醇なるものに仕上げなければならん⁽¹⁴⁾。」と述べる。「人為的修琢を加え」ることが必要なのは、「その発音にわ不正鄙俚なるものが尠くないし、社会上および教育上において普通の知識を遺憾なく交換するだけの語彙と語法上の形式にも頗る遺憾なる点が多い⁽¹⁵⁾」からである。

それでは、「人為的修琢を加え」る方法にはどのようなものがあるのだろうか。保科孝一は、この点について、次のように述べている。

東京語に対してわ、発音および語彙語法の標準お確定するがために、それぞれ修琢お加えなければならんのである。さてこの三点に対して、それぞれ人為的修琢お加えるについてわ、まづ東京語のいかなる点に、修琢お加えべきかお考查する手段として、あまねく全国の方言お調べて、かれこれ長短優劣の存するところお定めなければならん。標準語の制定についてわ、方言調査がもつとも重要な事業で、その側の調査が出来上がらないのに、標準語お制定するとゆーことわ實際困難なるわけであ

る。(二二八頁)

保科孝一は、東京語を改良するためには、全国の方言を調査することが必要であり、かつ重要だとしている。上田万年氏の主張によって、明治三十五年に国語調査委員会が設立され、行政改革によって大正二年に廃止されるまで、同委員会は、上田万年主事のもとに、保科孝一や新村出氏によって、各地の方言調査が活発に行われた。

保科孝一の方言研究については、東条操氏が、国語調査委員会の設立以前の活動について、「保科孝一氏は早く八丈島に方言の踏査を行ない、その記録を明治三十三年三月の第一巻第一号以下の『言語学雑誌』に連載した。これは三十三年に氏が東大の国文科を出て国語研究室助手を勤めていた頃で、方言調査に出張した最初かと思われる。(八丈島には明治十一年にアーネスト サトウ (Ernest Sato) がいったことがあり、同方言の性質、特色に関する記事が『日本アジア協会々報』第六巻に載っている。) 方言研究法についても早く三十一年に『帝国文学』第四巻第二十七号に『方言について』を連載した。新村氏によれば、『少なくとも私たち時分では先鞭をつけたのは保科君であり、当時方言文献の蒐集には同君の努力が多大であった』と記してある。保科・新村両先生こそ最初になが方言学に基礎をおいた先覚である⁽¹⁶⁾。」と述べているが、保科孝一の方言の調査・研究は、我が国における標準語制定の仕事の第一歩として行われたと考えられる。

右に国語調査委員会における保科孝一の方言調査について触れたが、保科はこの国語調査委員会について、次のように述べている。

文部省の国語調査委員会が国語調査の方針として発表した者の中にも、全国の音韻組織お調査し、方言語彙お蒐集して、標準語お制定する、とゆーことが歌ってあるのである。それで、全国の方言について、まづ音韻組織お調査し、母音にわいかなる種類、いかなる性質のものが、どれだけあるか、子音にわいかなる種類、いかなる性質のものが、どれだけ

あるか、とゆーことが分つたならば、つぎに音声学上の立脚点から、その声音中、国語の標準として取るべきものわ取り、捨つべきものわ捨て、改むべきものわ改めて、大鉢の標準お定めしかるのち、東京語における音韻組織と、たがいに相對照して、東京語中に存在する不正鄙理なる点お除くこと、すなわち、欠乏しているものお加え、混同しているものお分け、誤っているものお改めることが必要である。(二二六―二二七頁)

保科孝一は、文部省に設置された国の機関としての国語調査委員会が、全国の方言調査を行い、その結果を東京語の改良に用いるようにする、と言うのである。国語調査委員会はその発足にあたって、調査方針として、
 (一) 文字ハ音韻文字(フォノグラム)ヲ採用スルコトトシ仮名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト、(二) 文章ハ言文一致体ヲ採用スルコトトシ是ニ関スル調査ヲ為スコト、(三) 国語ノ音韻組織ヲ調査スルコト、(四) 方言ヲ調査シテ標準語ヲ選定スルコト」と、四項目を立てたが、その第四項が、標準語制定の準備としての方言調査が国語調査委員会の仕事であることを明らかにしている。

我が国における標準語の制定は、保科孝一が指摘したとおり、材料として東京語が選ばれ、国語調査委員会の方言調査によって、東京語に一定の改良が加えられたのであるが、結果的には上田万年氏が説いた「一国内に模範として用ゐらるる、言語」としての標準語の成立は見られなかった。それは特に語彙・語法の面に、多くの問題があつたからである。

2 方言に対する見方

さて、次に、考察の観点の第二点として示した、撲滅の対象とされた方言に対して、保科孝一がどのような見方をしたかという問題について、考察を試みてみよう。

保科孝一は、『言語学大意』において、次のように述べている。

我々が茲にいふ方言は何ういふものかと申しますと、其形態と實質とに於ては、決して普通の言語と異るところはありませぬ。中には言語上の法則に背いた破格や、卑語といふものも、少しはありますけれども、それは極く僅で、それを以て言語の定義を打破することは出来ませぬ。それ等の破格の言葉も卑語も、その社会に於ては、正確に思想交換の目的を達して居ります。(二六一頁)

ここには、保科孝一の方言に対する極めて正當な見方が示されている。保科孝一は、方言は言語の機能としては、完全なものを持っているのであり、決して卑しむべきものとは考えていない⁽¹⁷⁾。それは言語学者としての保科孝一の当然の考え方であつたと見てよからう。

『言語学』において、保科孝一は、次のように述べている。

それで、標準語の発達について、なお一の注意すべきことわ、標準語と地方の方言との関係である。今後標準語お制定して、全国の方言お統一するにしても、九州の南端から奥州の北端まで、まったく標準語が普及して、そのあいだにすしも方言が成立しないとゆーことわ、六かしいので、やはり依然として、各地方にそれぞれ方言的特質お帯びたものか、存在しているのである。その場合にわ、その方言と標準語とが接触してたがいに影響お及し合うものである。その方言に存在する発音や語彙語法のあるものなどわ、自然標準語の中に混入するし、その反対の例もまた存在する。ことに同一の人々が標準語も使用するし、方言も使用する

とゆーような場合にわ、一層はげしくこの混入が起るのである。(二二三八―二二九九頁)

標準語が制定されても、依然として各地に方言が存在して、標準語と方言が相互に影響し合うことが考えられる。標準語の中に方言の発音や語彙語法が混入することもあれば、方言の中に標準語の要素が入り込むことも考えられる。

それでは、このような現象が将来起こるとして、それは悲しむべき事柄

であろうか。この点について、保科孝一は次のように述べている。

しかしながら、この混入わ標準語の普及する際には、免るべからざることであるし、また、かならずしも悲観すべきものでない、ある場合にわ随分標準語の材料お豊富ならしめるものである。一旦標準語として制定されたところで、それが将来健全なる発達お遂げるにわ、その材料の供給おつねに各地の方言に仰ぐことが必要である。それゆえ、全国が絶對的に同一の標準語お使用するとゆーことが、ついに一の理想として終わべきものであるならば、標準語と方言とわ、つねに密接なる關係お有すべきものである。(二三九頁)

保科孝一は、この引用文において、方言を標準語に対して言語としての材料を提供する重要な材料の供給源と見なしている。標準語が常に豊かな言語として存続するためには、生活に密着したことばである方言から、表現力の豊かなことばを吸い上げていかなければならないと考えていたのである。この考え方は標準語を制定する場合において考慮すべき重要な事柄である。方言を否定するのではなく、方言の持つ言語としての優れた性格を認め、それを生かす方向で有効に活用することが標準語制定に係わる者の大切な認識であると言えよう。

ところで、『言語学大意』及び『言語学』において、方言に対して理解を示した保科孝一が、『言語学講話』においては、次のように述べているのである。

国語の統一お計るにわ、人為的修琢お加えることが必要であるが、その方法わどーか、とゆーと、まづ標準語お制定して、これによつて、方言お撲滅するのである。一体、我邦の今日のごとく、数多の方言に分岐してわいてわ、教育の統一にしる、知識の開発にしる、非常に困難なのわゆーまでもないことである。今日の普通教育においてわ、勝手気儘な方言お使用してわ、その間に、なんらの標準もないから、読み方・綴り方・話し方の教授上に、非常な困難お感じているのわ、今日の教育上に

おける一大欠点である。(一五三頁)

保科孝一は、『言語学講話』において、方言の撲滅ということを行っている。保科孝一が、右の論述において方言を排除しようとした主な理由は、全国に共通して行かう教育の振興ということにある。国の中が言語的に四分五裂の状態にあると、教育の成果、中でも特に国語教育の成果が上がらなと考えるのである。よく読むと、保科孝一は、「標準語お制定して、これによつて、方言お撲滅する」と言っている。この考え方は、例え標準語が制定されたとしても、方言がある以上、言語統一の実が上がらないので、方言を排除するという考え方と受け取れよう。この考え方は、『言語学大意』や『言語学』に示された方言に対する理解からは遠いものである。どうしてこのような考えの違いが出てくるのであろうか。

これは、明らかに保科孝一の考え方における自家撞着である。保科孝一は言語学者として方言を捉える場合には、方言の性格や機能を正しく把握していくが、国語教育の立場に立つときには、国語教育の円滑な推進を阻害する方言の分立に対して、これを排除すべきものとして取り扱っていくのである。ここに、保科孝一が自らの標準語論の確立において乗り越えなければならなかつた課題がある。

四 おわりに

以上、保科孝一の標準語論について、一定の考察を加えてきた。標準語は、戦前においてその制定が声高く叫ばれたのであるが、事実としては、標準語とされる日本語は戦前において成立を見なかつた。

戦後の標準語教育は、名を共通語教育と変え、方言の存在を認める方向で行われているが、保科孝一が論じ、当時の人々が真剣に考えた標準語制定の問題は、日本語をより表現力の豊かな言語に育てていく問題として、共通語時代の今日に対して、大きな問いを投げかけていると言えよう。共

通語としての日本語の在り方を、日本人一人一人が自分の問題として考え続けることが必要である。

注

- 1 『日本語の歴史6 新しい国語への歩み』(編集委員 亀井孝・大藤時彦・山田俊雄、平凡社、昭和四十年五月二十八日) 三六三頁。
- 2 『日本の言語学 第六卷 方言』(柴田武・加藤正信・徳川宗賢編、大修館書店、昭和五十三年十月十日) 所収の「くにくにの なまり ことば に つきて」(かなのくわい編「かなのしるべ」)による。以下、改行によって示す引用文の出典の箇所は、引用文のあとに示すことにする。
- 3 『日本の言語学 第六卷 方言』所収の「方言改良ノ必要」による。
- 4 『日本語の歴史6 新しい国語への歩み』三四九頁。
- 5 『日本の言語学 第六卷 方言』所収の「標準語に就きて」による。
- 6 保科孝一『言語学』(早稲田大学出版部) 二二七頁。
- 7・8・9 保科孝一『言語学』二二八頁。
- 10 『言語学』二二八―二二九頁。
- 11 『言語学』二二九頁。
- 12 『放送』十一ノ五、昭和十六年六月(「金田一博士喜寿記念 国語学論考 金田一京助選集Ⅲ」三省堂、昭和三十七年八月二十日) 三六八頁。なお、「共同語」という用語であるが、金田一氏は「江戸が東京になって、東京のです言葉が、今全日本の方言を風靡しつつ、新時代の標準語たらんとしている。／＼しかるに『どれが標準語か』『標準語とは、どれなのか』と、暗中操作の声が方々に挙がっている。そのはず、今あるところのもの、まだ共同語であって、必ずしも標準語ではない。標準語はむしろ、これから、国民が育て上げなければならないのである。(三六七頁)」と述べて、「共同語」を、標準語として制定される前の段階にある、国民が共通に使用する言語としている。
- 13 『言語学』二二四頁。
- 14 『言語学』二二四―二二五頁。
- 15 『言語学』二二六頁。
- 16 東条操『方言研究小史』(国語学会編『方言学概説 増補改訂版』武蔵野書院、昭和三十七年十一月三十日、再版昭和四十三年一月十五日) 九頁。
- 17 保科孝一は『言語学大意』において、方言について「其交換区域の狭小なる点

に於て、方言は言語本然の職分に背いて居るものである。」(一六三頁)として、結局方言撲滅の方向に論を進めていくのである。

(平成四年十月十四日受理)
(平成四年十二月二十八日発行)